

2020 年 6 月議会 一般質問

2020 年 6 月定例市議会は、日本共産党福山市議団を代表して、
みよし剛史市議が一般質問を行いました。
第一質問と答弁をお知らせします。

6 月 11 日
午後 1 時～

みよし剛史市議

- | | |
|-------------------------|----|
| 1、国民健康保険事業について ----- | 2 |
| 2、保育行政について ----- | 7 |
| 3、福山駅北口広場整備事業について ----- | 10 |
| 4、災害対策について ----- | 18 |
| ①河川整備・堤防強化について ----- | 18 |
| ②手城川流域の浸水被害対策について ----- | 21 |
| ③避難所の確保・環境整備について ----- | 23 |



国民健康保険事業について

みよし剛史：国保税の引き下げについて伺います。

昨年の消費税増税や新型コロナウイルスの影響により、国保加入者の生活は大変厳しいものとなっており、支援が求められています。福山市は 2020 年度国保税について、基金から 1 億 1604 万円を取り崩し、1 人あたり 1,001 円引き下げの方向が示されました。わが党は議会のたびに国保税の引き下げを求めており、一定の評価ができますが、加入者の生活を考えれば不十分と言わなくてはなりません。

元々高すぎる国保税が、市民の暮らしを圧迫している上、消費税増税とコロナショックが追い打ちをかけています。コロナ不況は長期に及ぶと言われており、負担軽減が必要です。

決算剰余金のうち 3 億 5 千万円余が基金に積み増しされ、財政調整基金は約 16 億円となる見込みで、国保会計の財政力は十分にあります。さらなる国保税の引き下げを求めるものですがご所見をお示しく下さい。

市長答弁：三好議員のご質問にお答えします。

始めに、国民健康保険事業についてです。

まず、国保税の引き下げについてです。今年度の税率

決定に当たっては、国保の県単位化に伴う激変緩和期間中の段階的な調整を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済状況を考慮し、財政調整基金と前年度決算剰余金を活用し、被保険者の負担軽減に努めたところです。さらなる基金による引き下げを行うことは、考えていません。

みよし剛史：傷病手当金の支給について伺います。

国による国保加入者への支援制度も始まっています。新型コロナウイルスに感染した被用者等に対する傷病手当金の支給を全額国が支援します。しかし、被用者以外の個人事業主や家族専従者は対象になっていません。

市長も表明されている通り、第2波の感染流行へ対応するために、福山市の判断で被用者以外の加入者にも支給対象を拡大するよう求めるものです。ご所見をお示してください。

市長答弁：次に、傷病手当金の支給についてです。国保加入者に対する傷病手当金の支給は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、被用者である労働者

が休みやすい環境を整備するため、国の要請に基づき、緊急的・特例的な措置として支給することとしたものです。

被用者以外への対象拡大については、国に対して、支給基準を明示したうえで、財政支援の対象を拡充するよう中核市市長会を通じて要望しているところです。

みよし剛史：コロナ対策の国保税減免について

また、新型コロナウイルスの影響により収入が減少した被保険者に対し、2020年度分の国保税の減免を行うことを決定しました。

しかし、減収3割以上、前年の合計所得1000万円以下などの要件が定められており、対象は限定的です。国に対し減免基準の緩和を求め、市として独自に減免の対象の拡充を求めるものです。ご所見をお示しください。

市長答弁：次に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国保税の減免は、財政支援の基準を示した、国からの通知に基づき

対応するものです。

本市では、この制度の対象となりうる、前年の合計所得金額が 1,000 万円以下の被保険者は、全体の約 99%を占めており、対象が限定的との指向にはあたりません。

みよし剛史：子どもの均等割について伺います。

福山市は、法定軽減世帯の子どもの均等割減免拡充を 2020 年度分に限り行うとのことであり、一定の評価はできます。

しかし、子育て世帯への支援となる子どもの均等割の負担軽減は、単年度だけではなく恒久的に実施し、対象も減免割合も大幅に拡充すべきです。18 歳以下のすべての子どもの均等割を廃止しても 1 億 8 千万円で可能です。人頭税である子どもの均等割をなくすことを求めるものです。ご所見をお示してください。

市長答弁：次に、子どもの均等割についてです。

この度の法定軽減世帯における子育て世帯への減免拡充は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための学校の臨時休業等により、支出が増えるなど、子育て

世帯の負担が増加していることから、2020 年度(令和 2 年度)に限り、行うものです。

なお、国に対しては、子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割額を軽減する支援制度を創設するとともに、必要な財源を確保するよう、全国市長会を通じて要望を行っています。

みよし剛史：保育行政について伺います。

本市における待機児童数は昨年度 10 月時点で 19 名、兄弟別々の保育園に通わなくてはならないなど、希望の入所ができていない潜在的待機児童数が 200 世帯に上っているという状況が明らかにされました。今年度 5 月 1 日時点においても状況は変わっておりません。別々の保育園に通園するとなると、毎日の送迎だけでも多くの生活時間が取られるため余裕がなくなり、ただでさえ忙しい保護者にとっては大きな負担となります。

本市では待機児童問題の原因は保育士不足にあるとして、昨年度より予算 2 億 9 1 0 0 万円の保育士確保策に取り組んでいる所があります。その内容は、①資格のない補助者の雇用経費助成、②補助者が保育士資格を取得する際の経費の支援、③新採用の市外出身の保育士に対する住宅費補助であります。市外出身者への住宅費補助は「経済的な支援があってありがたい。」との声が聞かれており、一定の評価ができます。しかし、潜在的待機児童の現状が変わっていないことも踏まえ、この度の保育士確保策は効果的であったのか、検証すべきと考えます。対策によって増員した保育補助者数、資格取得に至った件数、市外からの新規採用者が何名いたのか、またその効果の検

証についてお答え下さい。

待機児童、潜在的待機児童問題は保育の供給の側面もあります。待機児童解消、希望の入園に応えるためには、一人ひとりの保護者、地域の実情に応じた整備が必要です。

第二期子ども・子育て支援事業計画として、福山市ネウボラ事業計画の策定にあたり、本市ではニーズ調査を行っております。その結果によると、保育園を選ぶ際に重要視する点は、「自宅の近く」が 82.0%と最も高く、地域の保育園を希望する傾向にあるため、人口が密集している地域の競争率は必然的に高くなります。また、共働きしながら育児を行うことを希望している世帯は、1 年以内に就労開始を希望している世帯も合わせると約 7 割に達し、さらに増加傾向です。特に子育て費用の負担感が大きくなる中で、育休からの早期復帰が増え、0 歳児の競争率が高まっています。こうした保育ニーズの高まりに供給が対応しきれていないことが待機児童が生じる大きな原因です。

安心して子どもを預けることのできる認可保育所を整備し、市の保育実施責任を果たすべきと考えますが、ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、保育行政についてです。まず、保育士確保策の効果の検証についてです。保育士の業務

負担の軽減を図るための「保育補助者雇上強化事業」については、38 施設において実施され、87 人の補助者を雇用し、保育士の離職抑制につながっています。

保育士の家賃を補助する。「保育士確保促進事業」については、8 施設において、市外出身者 8 人の新たな保育士の雇用につながっています。

新たな人材確保を図るための「保育士資格取得支援事業」については、資格取得に時間を要することから昨年度は、補助金の申請には至っておりません。

現在、資格取得への働きかけも行っており、本事業の申請につなげていきたいと考えています。次に、認可保育所の整備についてです。待機児童が初めて発生した 2018 年度(平成 30 年度)以降も、対象年齢の引下げや利用定員の拡充、更には、地域型保育事業所の開設などにより受け皿の確保に努めてきたところです。今後とも、保育ニーズに適切に応えてまいります。

以上

みよし剛史：福山駅北口広場整備事業について伺います。

福山駅北口広場整備基本方針によると、本市が所有する福山駅北口広場とＪＲ西日本が所有する駅南の広場を等価交換し、駅北口広場に高層ホテル、立体駐車場を整備するというＪＲの提案を採用するものであります。これまでにわが党は本方針に対して、福山城周辺の景観が著しく損なわれる事、貴重な埋蔵文化財である福山城内堀、外堀の管理の在り方に問題がある事、震災等、非常時の緊急的な拠点として活用できるオープンスペースが失われる事、地域住民との合意が十分に形成されていない中で拙速な計画進行はすべきではないなど、反対を表明してきました。本整備事業に伴い、本市は福山駅北口広場バス乗降場を福山城公園内に当面の間移設するという計画を２月１７日の都市整備特別委員会にて示しました。この計画によると、福山城公園東側約２０００平方メートルに大型バス約８台分の駐車スペース兼乗降場を設け、将来的に福山城公園の観光バス駐車場にするとのことです。

地域住民からは、１０月２２日付の新聞報道で唐突に計画について知らされた事、慣れ親しんだ福山城公園が無くなってしまう事、住宅のすぐそばに大勢の人が集まる観光バス駐車場ができる事に対して、

驚きと心配、不安の声が多く上がっています。

計画の説明が行われたのは地元の丸ノ内町内会のみであり、住民からの強い要望で開催に至り、5月15日に町内会23世帯中18世帯の参加で行われました。その中では騒音の増加、景観が損なわれること、子どもの通学中の安全性についての懸念の声が上がったそうです。

2月10日には福山駅北口広場を守る会から、駅北口広場・バス乗降場・福山城東側緑地公園は現状を維持し保存することを求める旨の議会請願が3471筆の署名を付して提出されております。審議未了で返答をせぬまま、市は乗降場移設に伴う工事費8200万円を予算化し、計画を進める姿勢です。この度の議会には同会から前回議会に引き続き、3635筆の署名が追加で付されて議会請願が提出されました。合計で7106人分の「景観を守れ」との要望は重いものがあります。

地元住民の本整備事業への反対の意思は大変に根強いものです。このような声が寄せられていることについて、市長は真摯に受け止めるべきではないでしょうか。新たな追加の署名も踏まえ、市長の認識をお示し下さい。

福山は「駅から城が見える街」として全国に知られており、福山城

を中心とした北口広場全体の景観は、活用すべき観光資源であり、大変貴重なものです。これは鞆の浦の景観にも劣らない、福山市が誇るべき景観利益であり、福山市民のみならず、国民の財産とも言えます。

公益性の高い福山駅北口広場と福山城公園、福山城の一体としての景観は、地域住民の生活や文化、歴史、居住環境の一部となっています。これを壊すことは、景観利益を損ない、住民の人格権、すなわち幸福追求権を侵害します。

憩いの場となっている福山城公園の一部を撤去し、騒音、振動、排気ガス、人混みを伴う観光バス駐車場を設ければ、近隣住民のこれまでの平穏な生活の営みを阻害することになります。平穏な生活を送ることは基本中の基本の人格的諸利益であり、これを侵せば幸福追求権の侵害となります。

実質的比較衡量をしたうえで、優先的価値のために、必要不可欠で、かつ代替措置のないことなど、やむを得ないものであることの合理性を示せない限り、許されるべきものではありません。

本計画が市民の財産と人格権に対して大きな影響を与えることについての認識をお示してください。

2017 年から開催されたふくやま未来づくり 100 人委員会では、市

民が30年後の未来を想像しながらアイデアを幅広く出し合い議論されました。2018年に出された「ふくやま未来づくり宣言」では「30年後の福山は…歴史や文化、自然を大切に守り、日々の暮らしに感動、感謝しながら、まちの個性をブランドに高めています」と語り、委員会を締めくくっています。福山のまちづくりは、こうした市民の願いを土台に進めていくべきです。

しかし、市が検討していた3つの案と比較すると、JR案は景観への問題点があることを市も認めつつ、コストと収益性を優先して採用されました。この経緯から見ても、住民軽視、企業優遇の事業と指摘されて当然ではないでしょうか。

企業の提案によって作り上げられた計画は一度白紙に戻し、住民の意見こそ、広く聞き取り反映させた街づくり事業計画へと見直すべきです。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、福山駅北口広場整備事業について
であります。

2007年(平成19年)に本市とJR西日本とが取り交わした覚書では、本市が駅南側広場のJR西日本の所有地の一部を無償で使用して地下送迎場を建設する

代わりに、駅北口広場の本市所有地に JR 西日本と共同で立体駐車場を建設することになっていました。

しかし、駅南側広場に、本市と JR 西日本の所有地が混在したままでは、今後「働く、住む、にぎわいが一体となった福山駅前」を行政が先頭に立って、官民連携で実現していく際の支障になりかねません。

また、この覚書に基づけば、駅北口広場の本市所有地についても、いつまでも自由に使い続けることはできません。

現在の駅北口広場は、送迎バスが車道にはみ出して危険であり、また、一般車送迎場は、長時間駐車が常態化するなど、混雑の原因になっています。

築城 400 年に向けて整備が進む福山城の景観にとっても、足元のこのような状況を放置することは、決して好ましくなく、備後圏域の玄関口としても活気が感じられません。

以上のことから、「福山駅北口広場整備基本方針」を検討する中で、駅前再生の取組を進めていくには、本

市が駅南側広場の JR 西日本の所有地を取得する必要があると判断しました。

その際の費用の抑制や民間活力の導入の可能性などを検討し、議会やまちづくりの専門家などで構成する福山駅前デザイン会議、福山市都市再生協議会などにおいて議論を重ねてきました。

パブリックコメントも実施しました。その上で、2019 年(平成 31 年)3 月に基本方針を策定いたしました。

その後、この基本方針に基づき、同年 7 月に改めて協定を締結し、駅北口広場の本市の所有地と交換するための条件を整理しました。

これにより、将来、駅南側広場を、大きな費用をかけることなく、本市が自由に活用できるようになります。

また、JR 西日本は、民間の発想を十分に発揮し、景観にも配慮したにぎわいの施設を整備することが可能になります。

現在、市民の皆様には提示されている JR 西日本の整備計画は、一般車の送迎機能の充実や、商業施設、福山城を望む展望広場などの建設により、駅南北の交流軸が形成されるもので、駅周辺の賑わいや回遊性の創出が図られると考えています。

市民の皆様には、この事業の概要を知っていただくため、3 月に、2 回の説明会を開催することとし、広報紙3月号に案内を掲載すると共に、地域の代表にも、その旨をお伝えしていましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期せざるを得なくなりました。

そのため、広報紙 4 月号及び 6 月号において特集を組み、市の考えを説明しました。また、5 月に実施した市民アンケート調査では、「本市と JR 西日本は、一層協力して本市を活性化してほしい」との回答を多くいただいています。

引き続き、市民の皆様のご理解とご協力を得ながら新たな景観の形成による、備後圏域の玄関口にふさわしい広場の再生に向け、駅北口広場整備事業を推進し

てまいります。なお、観光バスの受入れ機能の整備については、景観や安全性に配慮した計画について、現在検討しているところであり、引き続き、熟慮を重ね、周辺住民の皆様には、計画の内容や安全な運用に向けた市の考え方を丁寧に説明してまいります。

以上

みよし剛史：災害対策について質問します。

河川整備、堤防強化について伺います。

2018 年 7 月豪雨災害後、復旧工事や河川の流下能力を向上させる改修が 3 か年の緊急対策によって行われています。

芦田川においては、本年 1 月に国土交通省中国地方整備局から整備計画の変更原案が示され、7 月には取りまとめを行うとしていました。その間に、住民の意見を反映させる措置、関係自治体からの意見聴取が行われるとしていましたが、コロナウイルスの影響で未実施とのことです。

わが党はこれまでに、芦田川の堤防には安全性の不足が指摘されているにもかかわらず、対策が未施工の箇所が市内 15 か所にも及んでいることから、河川断面の量的整備だけでなく、堤防自体の改修も行うべきだと求めており、3 月議会では国による堤防質的強化、浸透対策等の堤防補強対策についても検討されているとの答弁でした。

この堤防の問題について国に対してどのような要望をされるのか、具体についてお答えください。

わが党は住民の避難計画に活かすために、堤防の危険箇所については周辺住民への周知と啓発を求めてきましたが、今後周知はされ

るのか、また、堤防決壊時の大規模水害が想定される地域での避難の在り方はどのように検討されているのかお答えください。

芦田川水系の県河川についても、整備計画の更新が進められており、流下能力の不足している箇所については特に 5 か年で集中的に改修を進めています。しかし、近年の豪雨の状況から住民の不安は募っており、対策を急いでほしいとの声が多く聞かれます。従前の 30 年間という長期間の整備計画では、対応できないのではないのでしょうか。計画を前倒しで行うよう、県にさらなる対策予算を求めるべきです。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、災害対策についてであります。まず、芦田川についてであります。国においては、平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた治水安全度の確保に向け、「芦田川水系河川整備計画」を年内に変更されると聞いています。

本市においては、引き続き、この計画に基づき着実に事業を実施されるよう、要望してまいります。

次に、重点的に巡視点検が必要な堤防の箇所につい

ては、河川管理者である国・県がホームページを通じて周知しています。

次に、避難のあり方についてであります。大規模災害から人的被害等を軽減するためには、市民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」といった意識を持ち、災害時には、自らの判断で適切に行動できることが重要であります。

そのため、これまでも、自主防災組織や防災リーダーと連携し、避難場所や避難経路の検討、マイタイムラインの作成促進などに取り組んできました。

今後も、学区・地区防災(避難)計画が未作成の学区への支援強化を図るなど、自助・共助と公助が一体となった避難体制の強化を図っていきます。

次に、県の河川整備計画についてであります。この計画は、概ね 30 年以内に実施する整備計画でありま

す。

事業実施にあたっては、緊急性の高いものから実施されていると聞いています。また、このうち特に緊急性の高い箇所は抜本的な浸水対策が概ね 5 年で完了することとされています。引き続き、早期に完成するように、要望を続けてまいります。

以上

みよし剛史：手城川流域の浸水被害対策について伺います。

手城川流域では最近 5 年間での浸水被害が 4 回と急増し、平成 30 年 7 月豪雨では床上浸水 36 戸、床下浸水 25 戸の浸水被害が発生し、地域住民からは不安の声が多く上がっています。

本市は「福山市手城川流域における床上浸水被害解消プラン」を策定し、雨水幹線整備、ポンプ場新設に取り組んでいる所であり、県は排水機場ポンプ増設、護岸整備と河床掘削、河道拡幅など計画進行させている所です。

今夏の天候の見通しでは降雨量は平年並みとされていますが、近年は局地的豪雨による災害が頻発しており、安心できない状況です。

一連の手城川整備計画事業は2023年の完成を目指しているとのことですが、整備が完了していない期間中の当面の対策についてはどうなっているのかお答えください。

手城川流域は急激な市街地化による農地の減少で、保水機能が著しく低下したために内水氾濫が起きやすくなっています。南蔵王町、東深津町部分では雨水幹線の整備が決まっていますが、その他地域でも用排水路の整備が進んでおらず流下能力不足となっている個所が多く見受けられます。

特に引野町部分では、大雨時の用排水路からの溢水による氾濫が50年来の地域の課題となっています。今後、こうした用排水路の整備改修も計画を立て、積極的に行うべきではないかと考えますが、ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、手城川流域の浸水対策についてであります。抜本的な浸水対策が完了するまでは、東深津町に雨水貯留施設を整備するとともに、流域内の河川や水路のほか、長池など既存の雨水貯留施設の土砂撤去などの浸水対策を実施しています。

なお、この抜本的な浸水対策を実施することにより、

引野町における浸水被害の軽減にもつながるものであります。

以上

みよし剛史：避難所の確保、環境整備について伺います。

市は新型コロナウイルス感染対策として、避難場所の収容人数を4分の1にして運用していくとの方針が示されました。発症者と未発症者との接触を防ぐために必要な措置と考えます。その場合、新たな避難場所および避難所の確保が必要と考えますがご所見をお示し下さい。

この避難所の運用については体育館の活用も含まれております。しかし、体育館にはエアコンが設置されていません。真夏の災害時、避難者が体調を崩さないためにも体育館へのエアコンの早急な設置が必要です。12月議会では国の緊急防災・減災事業債を活用すれば、体育館へのエアコンは1箇所1200万円でできることを指摘しました。改めて体育館へのエアコン設置を求めるものです。ご所見をお示し下さい。

地域の公民館などは、炊事場やエアコンなど設備も整っている施

設であり、避難所としての機能が備わっており、災害時にも重要な施設です。

しかし、現在進められている公共施設再整備方針によれば、今後 30 年間で公共施設の総延床面積を 20%縮減するとしています。この対象の多くは、学校、公民館、コミュニティセンターなど地域に根差した施設です。

災害と感染症の対策が常に施策の課題となっている中で、公共施設の統合・廃止が進んでしまえば地域の避難所の機能が失われ、市民の命は守れません。コスト優先の公共施設再整備方針は見直すべきです。ご所見をお示してください。

市長答弁：次に、避難場所等の確保についてであります。

避難場所については、今年度、新たに 42 か所を開設し、120 箇所の避難場所を確保しました。

本年 5 月には、自主防災組織に、自主避難場所の開設数を増やしていただくよう依頼しました。また、感染症対策といった視点から、「親戚・知人宅への避難」や「高台などへの車避難」も、是非検討していただき

たいと考えています。

避難所については、避難場所の活用を基本に対応してまいります。

次に、屋内運動場への空調設備の整備についてであります。

昨年度、全ての小中学校の普通教室と使用頻度の高い特別教室へ空調設備を緊急に整備したところであります。

屋内運動場への空調設備の整備は考えていません。

次に、公共施設の再構築についてです。

「福山市公共施設等サービス再構築基本方針」は、「適正配置、保有総量の縮小」、「効率的・効果的な活用」及び「計画的保全、長寿命化」を3つの柱とし、将来にわたって、必要な公共施設サービスを提供して

いくための基本的な方針を定めたものです。

人口減少が本格化する中で、将来の世代に負担を先送りしないためにも、公共施設の再構築は、着実に進めて行かなければなりません。

基本方針を見直すことは考えていません。

具体的な検討に際しては、公共施設が、引き続き災害時の避難場所の役割を担うものであることや、また、新型コロナウイルスの影響により私たちの暮らしが「新しい生活様式」を取り入れたものになっていくことも踏まえながら、計画的に進めてまいります。